

東大阪市みどりの基本計画(概要版)



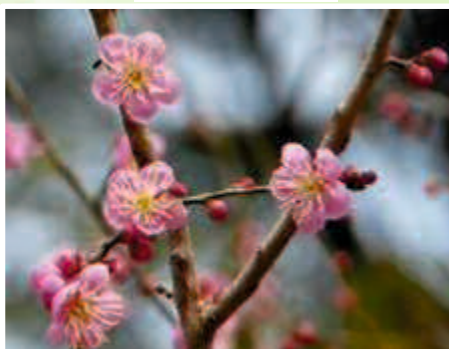
令和3(2021)年3月
東大阪市

● 市の木、市の花、市民の花

市の木(クスノキ)



市の花(ウメ)



市民の花(キキョウ)



● みどりの基本計画とは

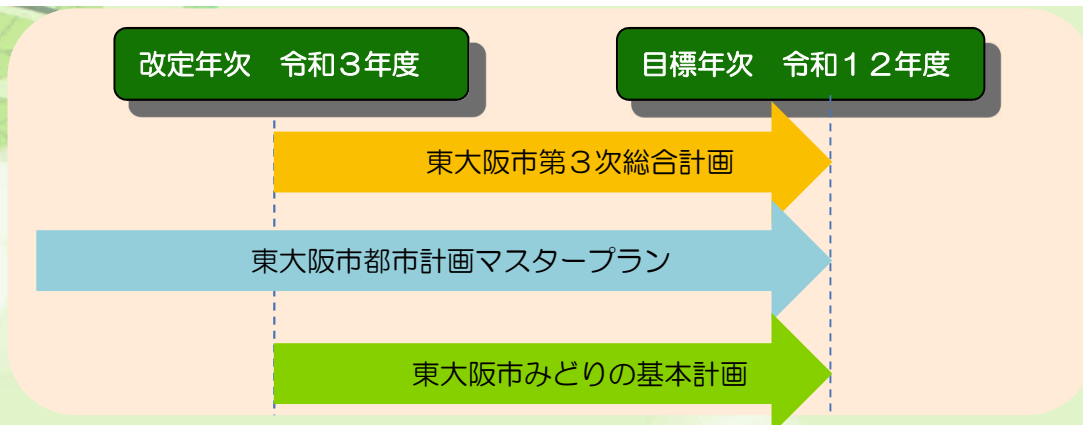
「みどりの基本計画」とは、都市緑地法に規定されている「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」のことをいい、住民に最も身近な地方公共団体である市町村が中長期的な視点に立って、その区域内における緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策などを記載したみどりとオープンスペースに関する総合的な計画です。

● 対象区域

対象区域は、都市計画区域 6,178ha(市内全域)とします。ただし、市街化調整区域については施策の対象外とします。

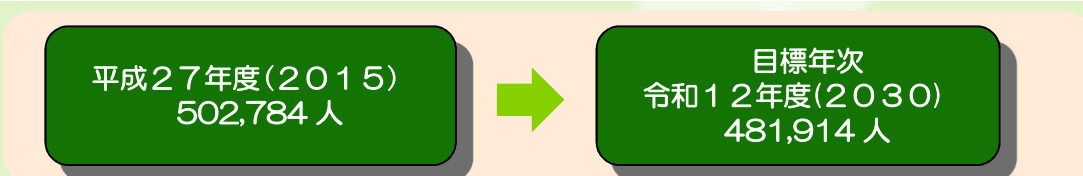
● 目標年次

令和3年度を初年度とし、東大阪市第三次総合計画及び都市計画マスタープランの最終年次である令和12年度を目標年次とします。



● 計画人口

東大阪市第3次総合計画における人口推計値を参考として、目標年次における計画人口は481,914とします。



みどりの機能と役割

環境保全機能

うるおいのある空間は、市民生活の心を潤す優しい空間となり、都市のオアシスとして市民の感性をはぐくみ、心を癒す場として機能します。また、ヒートアイランド等の都市特有の気象緩和、CO₂の吸収、酸素の供給や地下水涵養などの直接的な都市の環境改善機能も期待できます。



レクリエーション機能

みどりは貴重なオープンスペースであり、みどり軸の樹木は、四季の移ろいを感じさせ、市民のコミュニティを育む場となります。また、みどりの拠点を始めとする市民の身近な公園にあっては、子供からお年寄りに至るまで多様な世代の交流を活性化させ日常的なレクリエーションの場としても機能します。



景観形成機能

生駒山は、本市のシンボルとなる良好な自然景観を形成しており、市内から望む景観の背景となっています。この生駒山の良好な自然景観は、市街地の修景緑地として背景を彩り、整備されたみどりの拠点とみどりの軸は周辺の街と一体化し、調和した都市景観を形成します。



防災機能

稠密な市街地の中で連続するオープンスペースは、市民の安心・安全を保障する防災のネットワークとして機能します。みどりの拠点とみどりの軸にある樹木は建物の倒壊防止の役割を果たし、公園は避難地や復旧支援基地等としての役割を果たします。また、連続する空間は防災時の避難ルートや緊急車両等のアクセスルートとしても機能します。



東大阪市のみどりの特徴

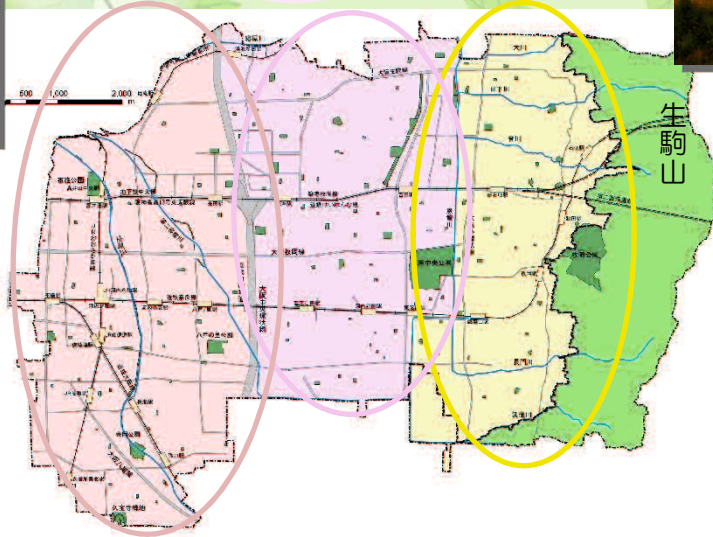
中央市街地

市街化が進む中、花園中央公園、中部緑地、今米特別緑地保全地区等、地域を代表する公園緑地が見られるとともに、早くから農耕地として利用されてきた地域であることから、比較的農地も残されており、一定の量のみどりが保全されています。(みどりの量：中)



西部市街地

市街化が最も進んだ地域となっていることから、みどりが乏しく、金岡公園、八戸ノ里公園、楠根川緑地などの公園緑地や第二寝屋川、長瀬川が貴重なみどりとなっています。(みどりの量：少)



東部市街地

本市の環境母体である生駒山と連続している市街地であり、本市の市街地の中では、多くの農地や公園も見られるとともに、複数の河川も流れており、みどりが豊かな市街地です。(みどりの量：多)

みどりの将来像

本市のみどりのシンボルである「生駒山」を母体に、大規模な公園緑地を中核拠点、中規模な公園緑地を地区拠点として配置します。また、みどりの風促進区域に指定されている国道308号線や大阪中央環状線等を基幹軸、河川、緑道、街路樹が存在する主な道路を回廊軸とします。

これは、生駒山のみどりを道路や河川により、市街地へ身近なみどりとしてネットワーク化することにより、日常的に身近なみどりと触れ合う良好な都市環境の形成を目指すものです。



施策の体系

基本方針 水・みどり・歴史のネットワークを形成し、都市内にうるおいを導入します

[みどりの課題]

みどりの量の課題

市域東側にみどりが広がっているものの、市街化区域においては市街化の進行によって、みどりの量が減少を続けています。

都市公園については、人口あたりで見ると、市域全体では2.8㎡/人、市街化区域では1.9㎡/人と一般的な基準に照らして少ないのが現状です。

このため、減少するみどりをまもるとともに、みどりを保全・創出していくことが必要です。

みどりの質の課題

みどりの機能に応じ、適正な保全、創出することでみどりの質は向上します。

様々な機能を持つみどりの質の向上により、多様な世代、ライフスタイル、価値観を持った市民それぞれの安全で快適な暮らしを実現するために、市民のみどりに対する満足度を高めていくことが必要です。

新しい社会潮流の受止め

地球温暖化や気候変動など、地球環境に対する課題が大きくなる中で都市の緑に対する認識や取り組みも大きく変化してきています。

近年のみどりに関する関連法の制定や改正もあり、新しい時代における「みどり」の保全・管理・整備が課題となっています。

[施策方針]

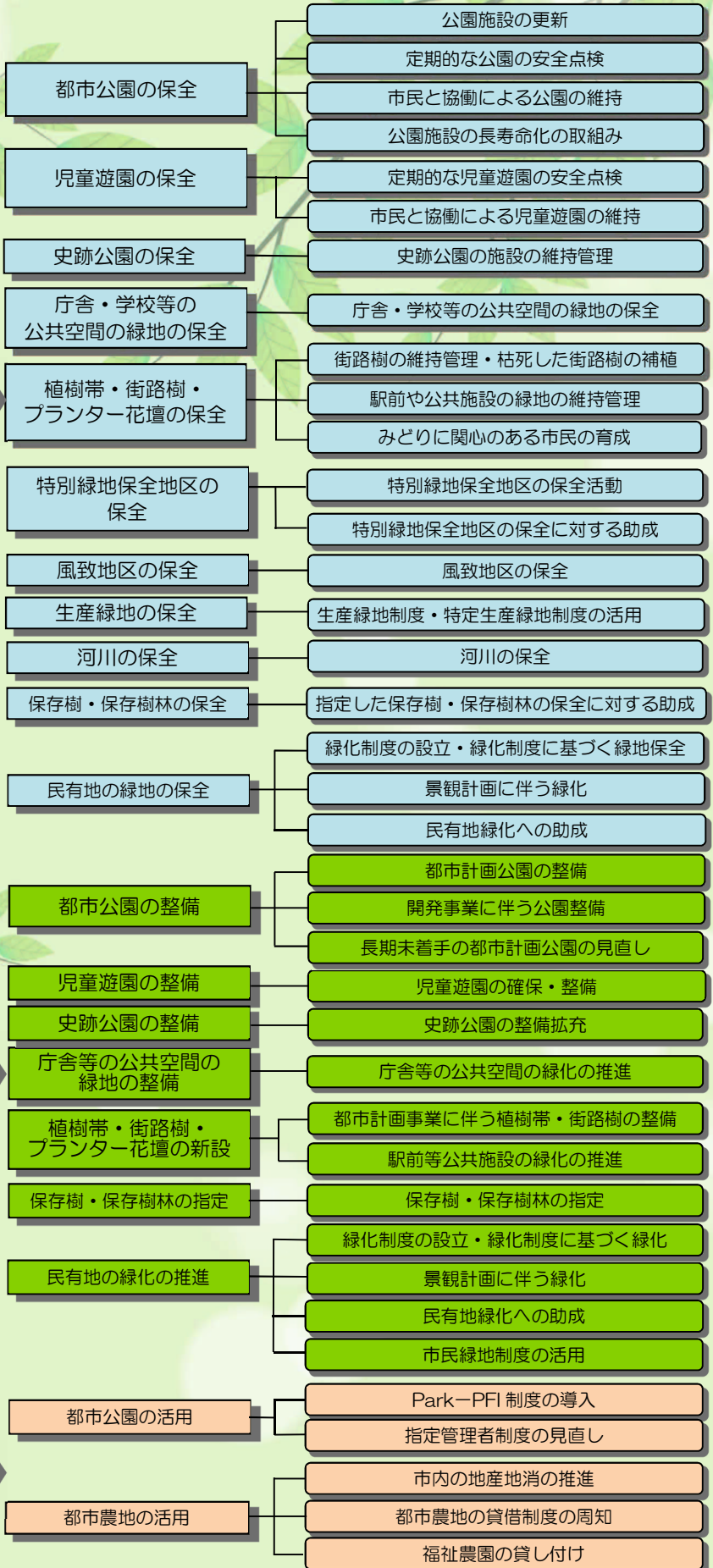
[施策区分]

[施策の具体的内容]

みどりをまもる

みどりをふやす

みどりをいかす



施策の目標

量の施策方針

施設緑地の整備を推進するとともに、地域性緑地の拡大によって、令和元年度の緑地の量以上を確保する。

量の目標値

緑地の種類	平成11年度 (1999年度) (ha)	令和元年度 (2019年度) (ha)	令和12年度 (2030年度) (予想)(ha)	令和12年度 (2030年度) (目標)(ha)
施設緑地	約361	約331	約317	317以上
地域性緑地	約214	約192	約181	206以上
合計	約575	約523	約498	523以上

質の施策方針

適正に維持管理された美しいみどりを目指し、みどりの質を向上することにより、市民の満足度を向上する

質の目標値

指標	平成26年度 (2014年度) (%)	令和12年度 (2030年度) (目標)(%)
みどりの満足度 (満足・やや満足の 市民の割合)	29	40以上

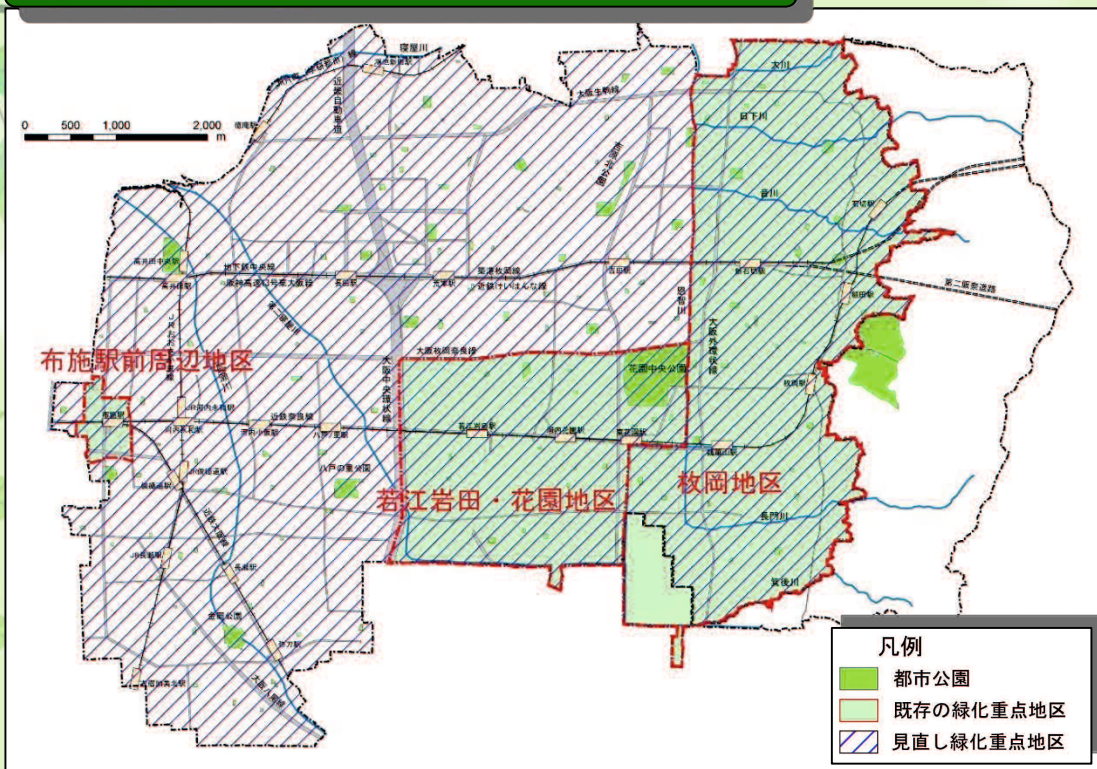
緑化重点地区

緑化重点地区とは、「重点的に緑化の推進に配慮を加えるべき地区」のことであり、比較のみどりが少なく重点的に緑化の推進を図るため緑化推進施策を定める地区です。

本市では、みどりのまちづくりを推進するため、緑化重点地区として、枚岡地区の1,328ha、若江岩田・花園地区の647ha、布施駅前周辺地区の35ha、合計2,010haを平成15年に指定しました。

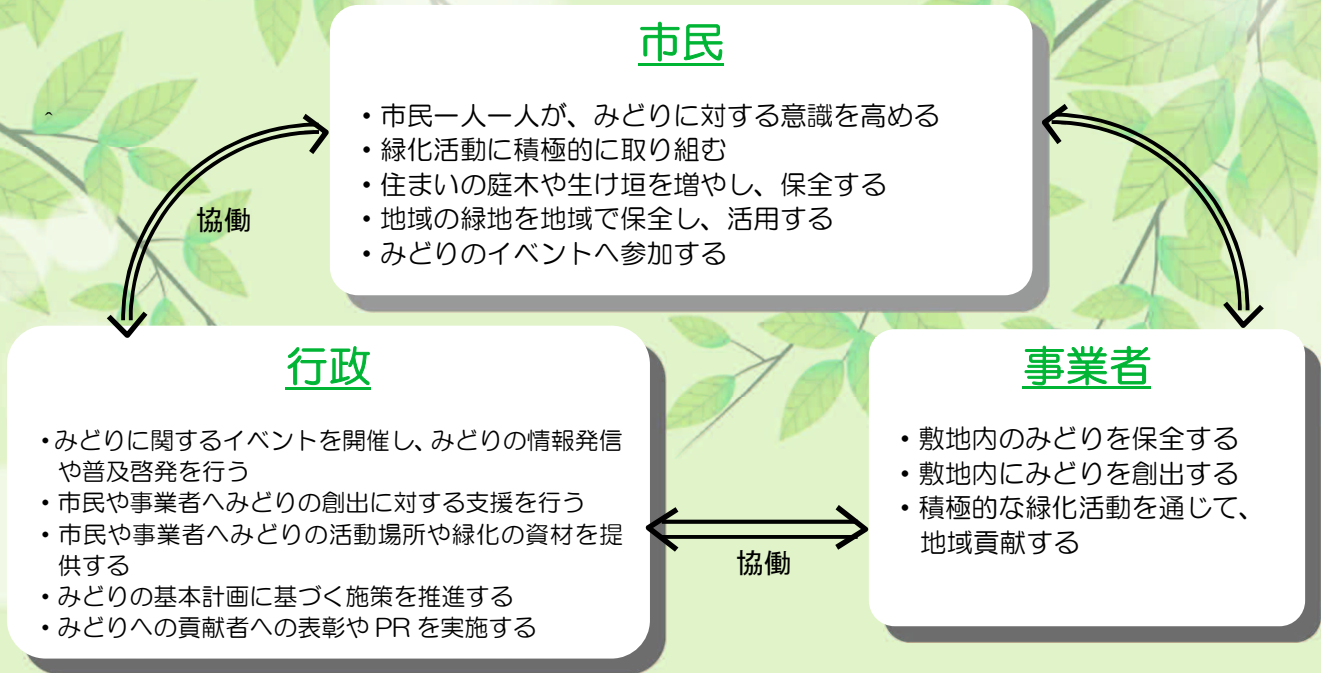
しかし、市街化区域において大幅な緑地の減少が進んでいることから、「緑化重点地区」の区域を市街化区域全体(2,010haから4,981ha)に拡大し、市街化区域全体の緑地の保全、緑化の推進を図ります。

市街化区域全域=緑化重点地区 (4981ha)



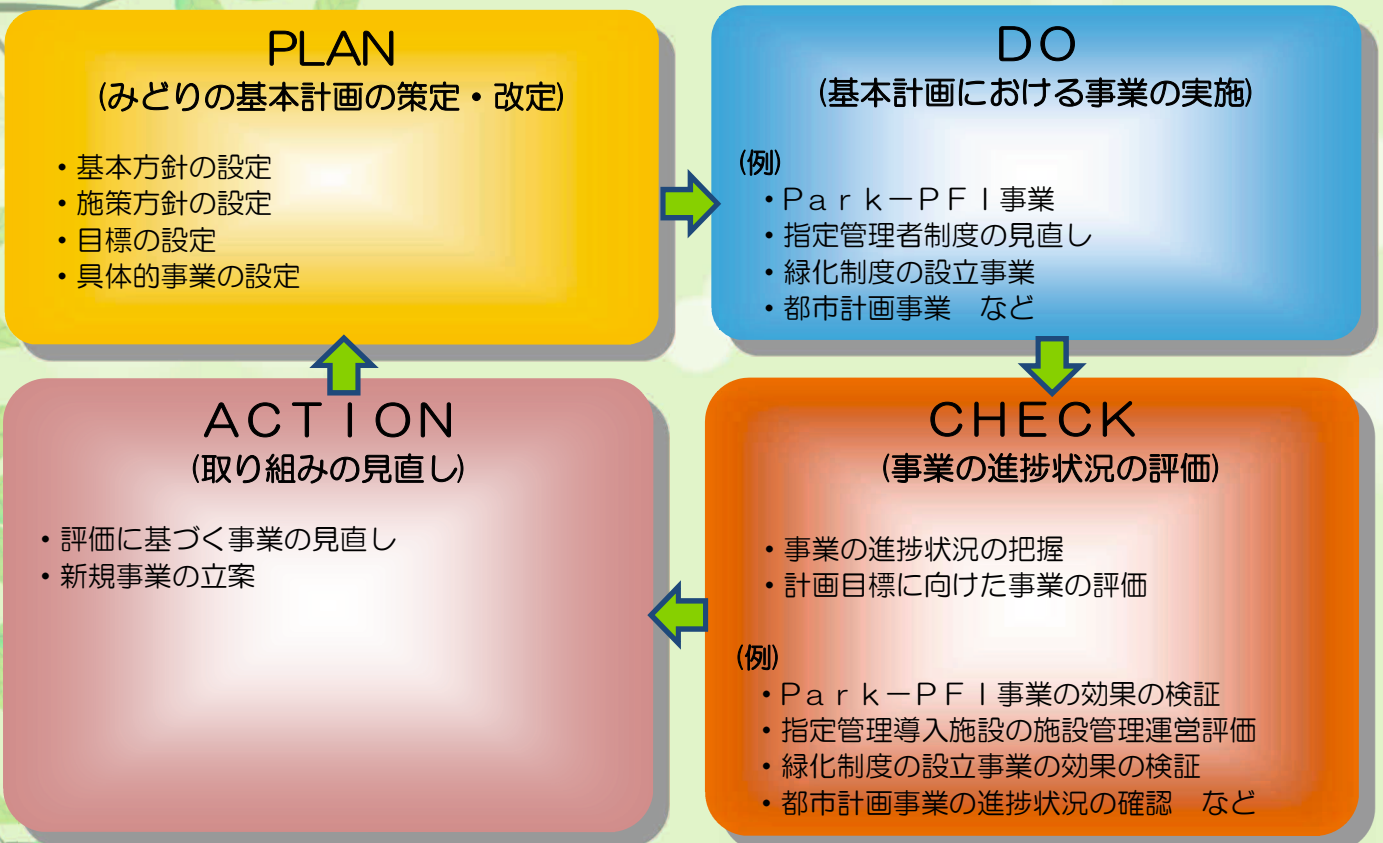
計画の推進について

基本目標「つくる・つながる・ひびきあう 感動創造都市 東大阪」を実現していくためには、市民、事業者、行政のそれぞれが、各主体の役割を理解したうえで、協働により取り組んでいくことが必要です。各主体が、互いに協力しあい、みどりのまちづくりを推進します。



計画の評価と見直し

基本目標の達成に向けては、PLAN(計画)、DO(実行)、CHECK(評価)、ACTION(改善)のPDCAのサイクルに基づき、法制度の変化、上位計画・関連計画の改正、具体的事業の進捗状況等を踏まえながら、必要に応じて計画の見直しを行います。



みどりのボランティア

みどりのボランティアは、本市が目指す方針に基づき、緑地の保全と緑化の推進を主体的に行う団体であり、本市のみどりの将来像を実現するためには、みどりのボランティアの方々との協働が重要です。

今後も、引き続きみどりに関心のある方を増やすため、これらのボランティア活動の情報を積極的に発信し、ボランティア活動に参加される方を増やすことを目指します。



ボランティア活動周知イベント



緑化ボランティアによる緑化活動



今米特別緑地における保全活動



温室での花苗の育成



「街に菜の花を咲かせよう2.12菜の花忌」事業



樹木観察会

東大阪市 土木部 みどり景観課 〒577-8521 東大阪市荒本北1丁目1-1
TEL:06(4309)3227 FAX:06(4309)3836